

「一時的な収入変動」により収入の増加が見込まれる 被扶養者の収入確認の特例について

被扶養者の認定に当たっては認定対象者の年間収入が130万円未満であること等を要件としていますが、厚生労働省からの通知に基づき、下記のとおり取り扱います。

記

1. 概要

組合員に扶養されている被扶養者の収入については、年間収入130万円未満（給与収入は月額108,334円未満）等を収入基準額としていますが、人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に給与収入が増加し、当該基準額を超過した場合においては、事業主からの証明により引き続き被扶養者となることを可能とします。

2. 具体的な取扱い

(1) 対象者

一時的に給与収入が増加し、収入基準額を超過した被扶養者
(今後新たに被扶養者としての認定を受ける者を含む。)

(2) 必要書類

通常の収入確認書類等に加え、事業主からの証明（別紙『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』）を提出。

※フリーランスや自営業等、特定の事業主との雇用関係になく証明を取得できない場合は対象外。

3. 留意事項

- ・本特例はあくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の被扶養者の収入確認時に事業主の証明を用いることができるのは、連続2回を上限とします。
- ・本特例は健康保険等の被扶養者認定及び国民年金の第3号被保険者の認定のみに係る取扱いであるため、税金の扶養控除や扶養手当においては適用されません。
- ・本特例の適用を受けた場合においても、その他の要件を満たしていないことにより被扶養者認定を取り消す場合があります。
- ・本特例は当面の措置とします。今後、制度の見直し等に伴い内容が一部変更となる場合があります。

問合せ先
神戸市職員共済組合サポートデスク
TEL：078-322-5775（内線 954-2581,2582）

事業主の証明による被扶養者認定のQ&A

Q1. 今回の特例の対象者は、配偶者に限られるのか。

A. 配偶者だけでなく、子であっても同様の取扱いとなります。学生も対象です。

なお、雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円（60歳以上の者又は障害年金受給者は180万円）以上となることが明らかである場合は、今回の特例の対象外となります。

Q2. どのような事情であれば「一時的な収入変動」として認められるのか。

A. 一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業手当）や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースとは、

- ・当該事業所の他の従業員が休職、退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、事業所全体の業務量が増加したケース
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

などが想定されます。

一方で、基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

Q3. フリーランスや自営業等、特定の事業主との雇用関係になく証明を取得できない場合は対象外とあるが、フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入がある場合の取り扱いはどうなるのか。

A. フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある者について、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより被扶養者の認定基準額を超えた場合は、本特例の対象となります。

Q4. シフト制の場合、今回の特例における取扱いはどうなるのか。

A. シフト制（※）であっても同様の取扱いとなります。一時的に勤務が増加することにより収入超過となる場合は、本特例の対象となります。ただし、契約変更により時給等が上昇し、通常どおり勤務した場合においても収入超過が見込まれる場合は、対象となりません。

※「シフト制」とは、労働契約の契約時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間、1か月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。

Q5. 被扶養者が複数の事業所で勤務している場合、どの事業所から事業主の証明を取得すれば良いか。

A. 被扶養者が複数の事業所で勤務している場合、一時的に年間収入が130万円(60歳以上の者又は障害年金受給者は180万円)以上となった主たる要因である勤務先から事業主の証明を取得してください。ただし、複数の事業所においてそれぞれ一時的な収入増加がある場合は、それぞれの勤務先から事業主の証明を取得してください。

なお、雇用契約書等を踏まえ、複数事業所で勤務することで年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかであるような場合は、被扶養者に該当しません。

Q6. 社会保険の適用要件を満たしているため、社会保険に加入することになると事業主から伝えられた。そのような場合でも、今回の特例の対象となるか。

A. 社会保険の適用事業所において正社員として働かれる場合や、パート・アルバイト勤務であっても社会保険の適用要件を満たす場合には、社会保険の被保険者となる必要があるため、被扶養者とはなりません。